

## 参 考

### 1 策定の経過

北九州市におけるむし歯のない児童生徒の割合が全国平均を大きく下回り、政令市の中で最下位という結果を受け、北九州市学校保健会の委員の中から、歯科口腔に関する専門家、学校関係者、PTA関係者などで令和3年2月に「歯と口の健康づくり懇話会」を立ち上げました。この懇話会の中で、今後の市立学校における歯と口の健康づくりの施策の方向性、取り組み内容等を幾度も協議を重ね、検討してきました。その協議の結果を「北九州市 学校における歯と口の健康づくりに関する提言」として、北九州市に対し提言書の提出していただきました。

北九州市では、その提言をもとに検討を重ね、計画案を策定いたしました。

※北九州市学校保健会

- (1) 目 的 学校保健における保健管理・保健教育に関する調査研究並びに普及進展をはかり、学校保健施策の向上に寄与する。
- (2) 構 成 7部会（学校医・学校歯科医・学校薬剤師・PTA・校長・養護教諭・栄養教諭）  
5支部（各区医師会）
- (3) 組 織 理事 18人（会長、副会長、各支部長、各部会長、行政関係者）
- (4) 主な活動 学校保健大会の開催（年1回。各種表彰、講演等を実施）  
各種研究大会・指定都市学校保健協議会への派遣  
理事会の開催  
支部・部会活動（研修会や講演会の開催）  
「北九州市の学校保健」の配信（年1回）

### 2 北九州市 学校における歯と口の健康づくりに関する提言

- (1) 北九州市立学校における歯科口腔保健の現状と課題

北九州市立小学校、中学校、特別支援学校の子どもの「むし歯」について、「むし歯」のない子どもの割合は年々改善傾向にあります。

しかしながら、全国平均と比較するとまだまだ低い状況にあり、子どもたちの健康を守るためにも、歯と口の健康への対策はとても重要です。

今後の市立小・中・特別支援学校における歯と口の健康に関する取り組みをより一層推進していくため、北九州市学校保健会において歯科医師、学校長、PTAなどから幅広く意見を聞くための懇話会を、令和3年2月に立ち上げ、協議を重ねてまいりました。

(ア) 現 状

a 歯科検診（定期健診）

学校保健安全法第13条に基づき、毎年、児童生徒の歯科検診を実施しています。

\*実施時期：毎学年6月30日までに実施

令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施体制が整わない等、やむを得ない事由がある場合、当該年度末日までに実施

b フッ化物塗布

毎年、小学2・3年生の希望者を対象に、イオン導入法（特別支援学校の一部では歯ブラシ法）によるフッ化物塗布を実施しています。

\*実施状況：令和元年度実績

学 種	実施人数	実施率
小 学 校	延べ 22,048人	69.9%
特別支援学校	延べ 238人	69.1%

c 歯科衛生士による歯みがき指導

福岡県歯科衛生士会から派遣された歯科衛生士により、小学2・5年生に歯みがき指導を含む歯や口に関する健康教育を実施しています。

\*実施状況：平成30年度2校、令和元年度5校で実施

令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止

d 保護者啓発チラシの配布

北九州市歯科医師会の協力を得て、平成30年度にむし歯予防に関する啓発チラシを作成し、小学1年生は入学式等で配布し、その他の学年は定期健康診断の結果通知等の際に配布しています。

e 全国小学生歯みがき大会

日本学校歯科医会主催の全国小学生歯みがき大会に各学校単位で参加し、クイズや歯みがき体験を通して、歯と口の健康について学習しています。

\*実施状況：平成30年度28校、令和元年度26校参加

f 学校健診に基づく治療推奨にかかる医療費助成（医療券）

要保護及び準要保護の児童を対象に医療券を発行し、医療費を教育委員会が負担しています。

\*実績：令和元年度1,948件（支払実績） 医療券使用率42.0%

g 給食後の歯みがき

一部の学校では、むし歯予防の取り組みとして、給食後に歯みがきを実施しています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策で、密を防ぐ必要があることから、給食後の歯みがきを一時中止している学校もあります。

\*実施状況：平成30年度：小学校56校、中学校0校

（平成30年度学校歯科保健調査報告書より）

#### h 優秀校のむし歯予防等の取り組みを実践発表

令和元年11月に開催した「北九州市学校保健大会」では、全校の管理職等が参加し、むし歯予防の取り組みに関する講演会を実施しました。参加した学校関係者等からは、「生涯の健康のために学校が果たす役割の大切さが分かった」、「自校の実践に取り入れたい」などの感想があり、学校での取り組み意識の高まりに繋がりました。

### (イ) 課 題

#### a むし歯の割合

このような取り組みの結果、本市におけるむし歯のない児童生徒の割合は、年々改善傾向にあり、令和元年度までの5年間（H27～R1）においては、小学校では4.5ポイント、中学校では2.9ポイント改善しています。

しかしながら、全国平均と比べた場合、本市の割合は、その平均を大きく下回り、政令市の中で最下位といった状況にあります。

\*令和元年度 むし歯のない割合（%）（学校保健統計調査）

学 種	本市	全国平均	全国平均との比較
小 学 校	44.5%	55.2%	10.7ポイント低い
中 学 校	55.8%	66.0%	10.2ポイント低い

#### b 健康格差

毎年実施する歯科検診（定期健康診断）の結果において、むし歯のある児童生徒については、保護者に「歯科健康診断結果のお知らせ」を渡すとともに、「保健だより」や「保護者面談時」に歯科受診を勧奨しています。

また、要保護及び準要保護の児童を対象に医療券を発行し、歯科受診料の負担を教育委員会が行っていますが、医療券の使用率は非常に低い状況です。（令和元年度28.3%）

一方、むし歯がなくても定期的（3カ月に一回程度）に歯科受診している家庭も多く、むし歯のない子とむし歯のある子との間で、健康格差の二極化が生じています。

従来、むし歯は個人の問題とされてきましたが、本市においては、

- ・全国平均に比べて、むし歯のない割合が10ポイント以上低いこと
- ・むし歯は児童生徒の将来にわたる健康への影響が大きいこと

等から、今後は、集団の問題として捉える必要があります。

#### c 生活習慣

本市では、おやつを食べる時間が決まっていない割合が、小学校では54.4%、中学校では72.5%と高い状況となっています。

また、甘い飲み物（ジュースやスポーツドリンク等）を「時々飲む」「毎日飲む」児童生徒は小学校では、67.6%、中学校で67.9%という高い状況がう蝕の多い一因と考えられます。（「歯と口の健康に関するアンケート」の結果）

学齢期は、歯と口の健康を含め生涯を通して望ましい生活習慣の獲得する時期です。  
むし歯の原因となる「おやつや甘い飲み物」の採り方を含め、むし歯を予防する習慣づけ、生活習慣を見直すための取り組みが必要です。

d 特別支援学校の児童生徒への指導

特別支援学校の児童生徒は、障害の内容や程度によって歯と口の健康の大切さへの理解度に違いがあり、歯科受診や治療が困難な場合があります。

また、歯や口腔の成長発達も、個人差が大きいため、集団指導というよりも個人に対するフッ化物塗布等による予防処置の方が効果的と思われます。

(2) 施策の基本理念

「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(令和元年策定)にて、本市学校教育の目標

- ・自立し思いやりの心をもつ子ども
- ・新たな価値創造に挑戦する子ども
- ・本市に誇りをもつ子ども

という、3つの具体的な「目指す子どもの姿」を掲げています。

この目標を達成するための重点的な施策の一つとして「健やかな体の育成」を位置付け、具体的な取り組みとして「健康の保持」を掲げています。

(ア) 今後の方向性

- ・学校医等をはじめとして専門職(歯科衛生士、栄養士など)や家庭との連携を図り、むし歯(や肥満痩身)の防止に努める。
- ・関係部局や歯科医師会等と情報交換を図りながら就学前児童のむし歯予防についても連携に努める。

(イ) 重点指標

指標			現状値	目標
			H30年度	R5年度
う歯のない 生徒の割合 《学校保健統計調査》	中学校 1年生	実績	55.5%	60.3%
		国(実績)	65.1%	

(3) 目標と方向性(ミッション)

本市の現状と課題を踏まえ、学校における歯と口の健康づくりを推進するため、以下の2つの「目標」とこれを実現するための3つの「方向性(ミッション)」を定めます。

【目標】

- ①むし歯や歯肉炎のない児童生徒の増加
- ②歯科医等の専門職及び家庭、学校との連携強化

## 【方向性（ミッション）】

- ①生涯を通じた歯と口の健康づくりの基盤となる望ましい生活習慣の形成
- ②むし歯治療、むし歯予防のための歯科受診の推進
- ③フッ化物によるむし歯予防の普及啓発の強化、フッ化物洗口法等の推進

### （ア）目標

#### ①むし歯や歯肉炎のない児童生徒の増加

・永久歯に生え変わる学齢期は、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる重要な時期です。

・本市児童生徒のむし歯は、経年的に減少していますが、今後もこの傾向を維持し、目標、達成のためにはフッ化物の利用の推進や望ましい食習慣、生活習慣などについてさらに普及啓発することが必要です。

・また、歯と口の健康づくりを推進する上では、学齢期の前段階である乳幼児期からの取り組みも重要であり、関係部局との更なる連携が必要です。

#### ②歯科医等の専門職及び家庭、学校との連携強化

・歯科医をはじめとして、専門職（歯科衛生士、栄養士など）や家庭、学校が連携を図り、むし歯の予防に努めることができるよう、三者が有機的につながる方法や体制の構築が必要です。

・家庭は、子どものむし歯や歯周病の予防・早期治療を行い、歯及び口腔の健康づくりのための正しい生活習慣を身につける場として重要です。

・また、むし歯を予防するためには、家庭だけではなく、学校関係者が正しい歯みがきの方法、食習慣や生活習慣の改善、予防方法について理解し、効果的に行うことが必要です。

・このため、家庭や学校、学校歯科医が常に新たな情報を共有し、PTAを含めた連携を進めることが重要です。

### （イ）方向性（ミッション）

#### ①生涯を通じた歯と口の健康づくりの基盤となる望ましい生活習慣の形成

・食育に関する知識の啓発や指導を充実し、よく噛み、よく味わって食べる習慣の定着

・歯のみがき方を含め、むし歯や歯周病の予防につながる生活習慣に関する保健指導等を充実、強化

・歯みがきの習慣化を図るため、給食後の歯みがきの実施

#### ②むし歯治療、むし歯予防のための歯科受診の推進

・歯科検診（定期健康診断）後のフォローアップ体制の強化

・医療券の利用を促進するための啓発

#### ③フッ化物によるむし歯予防の普及啓発の強化、フッ化物洗口法等の推進

・学校と学校歯科医との連携により新たなフッ化物洗口法等の取り組みの強化

- ・児童生徒、保護者、学校教員等を対象とするフッ化物によるむし歯予防をテーマとした講演会や研修会の開催

#### (4) 計画策定にあたっての留意点

##### (ア) 計画の推進体制

新たに策定する計画を推進するために、学校や家庭、歯科医師会が一体となって取り組むことが重要です。学校における歯と口の健康に関する取り組みをより一層推進していくため、「(仮称)学校における歯と口の健康づくり推進協議会」の設置が必要です。

##### (イ) 評価と進行管理

取り組みごとに達成状況を把握することが必要であり、指標と計画最終年度の目標値を設定することが必要です。

加えて、毎年度、計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて対策の方向の見直しなどを行うことが必要です。

### **3 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例**

#### (目的)

第一条 この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

1. 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
2. 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
3. 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

#### (県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との協力を努めるものとする。

3. 県は、市町村、事業者及び医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供 その他の必要な支援を行うものとする。

#### (歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2. 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、歯科医療等業務従事者と連携し、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3. 事業者は、その使用する労働者に対する歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4. 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

#### (県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

#### (基本的施策の実施)

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

1. 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項

2. 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図

るために必要な事項

3. 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項
4. 高齢期における摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項
5. 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項
6. 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項
7. 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
8. 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項
9. 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項
10. 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項
11. 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な事項
12. 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第七条 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第十三条第一項に規定する計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定するものとする。

2. 知事は、おおむね五年ごとに歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。
3. 知事は、前二項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、又は見直したときは、これを県民に公表するものとする。

(啓発週間)

第八条 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、積極的に歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようにするため、歯科口腔保健啓発週間を設ける。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則



(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみなす。

## **4 学校保健安全法 【一部抜粋】**

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

### 第二章 学校保健

#### 第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増

進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二節 健康相談等

### (健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

### (保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

### (地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

## 第三節 健康診断

### (就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

### (児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

## 5 教科における歯・口の健康づくりの進め方

(出典：公益財団法人日本学校保健会『生きる力』を育む 学校での歯・口の健康づくり)

【体育科・保健体育科の内容の例】

	単元名	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	題材例
小学校 第3・4学年(2 年間で8単位 時間程度)	毎日の生活 と健康	健康な生活について 理解できるようにす る。	課題を見付け、その解決 に向けて考え、それを表 現する。	「歯や口の清潔」
	育ちゆく体 とわたし	体の発育・発達につい て理解できるようにす る。	体がよりよく発育・発達 するために、課題を見付 けて、その解決策に向け て考え、それを表現する。	「歯の発育」
小学校 第5・6学年(2 年間で16単 位時間程度)	けがの防止	けがの防止について 理解するとともに、け がなどの簡単な手当 をすることができる ようにする。	けがを防止するために、 危険の予測や回避の方 法を考え、それらを表 現する。	「歯のけがと手当 て」
	病気の予防	病気の予防について 理解できるようにす る。	病気を予防するために、 課題を見付け、その解決 に向けて思考し判断す るとともに、それらを表 現する。	「むし歯・歯肉炎 の原因と予防」
中学校 (3年間で48 単位時間程 度)	健康な生活 と疾病の予 防 (全学年)	健康な生活と疾病の 予防について理解を 深めることができる ようにする。	課題を発見し、その解決 に向けて思考し判断す るとともに、それらを表 現する。	「歯・口の健康と 心身の健康」「生活 習慣と歯・口の健 康」「歯・口の健康 と定期健康診断」
	心身の機能 と発達との 心の健康 (1学年)	心身の機能の発達と 心の健康について理 解を深めることがで きるようにする。	課題を発見し、その解決 に向けて思考し判断す るとともに、それらを表 現する。	「心身の機能の発 達における歯肉炎 の影響」
	傷害の予防 (2学年)	傷害の防止について 理解を深めるととも に、応急手当ができ るようにする。	危険の予測やその回避の 方法を考え、それらを表 現する。	「歯の外傷」
特別支援学校	上記に準ずる			

【関連する教科の内容の例】

	関連する 教科	単元名	知識及び技能	思考力、判断力、表 現力等	題材例
小 学 校	生活科	基本的な生 活習慣や生 活技能	家庭生活に関わる活動を通し て、家庭における家族のことや 自分でできることなどについて 考えることができ、家庭での生 活は互いに支え合っていること が分かり、自分の役割を積極的 に果たしたり、規則正しく健康 に気を付けて生活したりしよ うとする。	家庭生活をよりよく するために取り組ん できたことを振り返 ったり交流したりす ること。	「大きくな ったわたし」

	理科 第3学年	身の回りの生物	身の回りの生物において、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目してそれらを比較しながら調べる活動を通して、昆虫の育ちには一定の順序があることや、昆虫の体は頭、胸、及び腹からできていることを理解し、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	身の回りの生物の様子について追及するなかで、差異点や共通点を基に、身の回りの昆虫の成長のきまりや体のつくりについての問題を見出し、表現すること。	「昆虫の口のしくみ」
	理科 第6学年	人と体のつくりと働き	人や他の動物について、体のつくりと呼吸、消化、排出及び尿管の働きに着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、食べ物、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されなかった物は排出されることを理解し、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	人や他の動物の体のつくりと働きについて追及するなかで、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。	「消化器官としての口」
	家庭科	食事の役割	食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解できるようにする。	楽しく食べるために日常の食事の仕方を考え、工夫すること。	「健康な歯や歯肉をつくる食事」
栄養を考えた食事		体に必要な栄養素の種類と主な働きや食品の栄養的特徴が分かり、料理や食品を組み合わせると必要なことを理解できるようにする。	1食分の献立について栄養のバランスを考え、工夫すること。	「健康な歯や歯肉をつくる栄養素」	
中学校	技術・家庭科 家庭分野	幼児の生活と家族幼児の生活と家族	遊び道具の制作や幼児と触れ合う活動などの実践的・体験的な学習を通して幼児に関心をもち、幼児の心身の発達と生活、それを支える家族の役割や遊びの意義について理解し、幼児との関わり方を工夫できるようにする。 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割や、幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解できるようにする。	幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。	「幼児期の基本的な生活習慣がつくる生涯の歯・口の健康」
		中学生の食生活と栄養 食事の役割と中学生の栄養の特徴	自分の食生活の振り返りや栄養素の種類と働きに関する学習を通して、食事の役割と中学生の栄養の特徴について理解を深めるとともに自分の生活に関心をもち、健康によい食習慣について考え、よりよい食生活を営むことができるようにする。 生活のなかで食事が果たす役割や、中学生に必要な栄養の特徴が分かり健康によい食習慣について理解できるようにする。	健康によい食習慣について考え、工夫すること。	「食生活と栄養」

	理科 第2分野	動物の生活と生物の変遷動物の体のつくりと働き	生物の体は細胞からできていることを観察を通して理解させる。また、動物などについての観察、実験を通して、動物の体のつくりと働きを理解させ、動物の生活と種類についての認識を深めるとともに、生物の変遷について理解させる。 生命を維持する働きに関して、消化や呼吸についての観察、実験などを行い、動物の体が必要な物質を取り入れ運搬している仕組みを観察、実験の結果などと関連付けて理解できるようにする。	身近な動物の体のつくりと働きについて、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、生物の体のつくりと働きについての規則性や関係性を見出して表現すること。	「消化器官、呼吸器官としての口の機能」
特別支援学校	上記に準ずる。				

## 6 厚生労働省「フッ化物洗口ガイドライン」

医政発第 0114002 号  
健発第 0114006 号  
平成 15 年 1 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省健康局長

### フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来 of フッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方

お願いいたします。

## 1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている。

わが国においては、世界保健機関（WHO）等の勧告に従って、歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、学校等での公衆衛生的応用法や家庭で行う自己応用法であるフッ化物洗口法というフッ化物応用によるう蝕予防が行われてきた。特に、1970年代からフッ化物洗口を実施している学校施設での児童生徒のう蝕予防に顕著な効果の実績を示し、各自治体の歯科保健施策の一環として、その普及がなされてきた。

そのメカニズムに関しても、近年、臨床的う蝕の前駆状態である歯の表面の脱灰に対して、フッ化物イオンが再石灰化を促進する有用な手段であることが明らかになっており、う蝕予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されている。

こうした中、平成11年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめたことを受け、平成12年度から開始した厚生労働科学研究において、わが国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究（「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」）が行われている。

さらに、第3次国民健康づくり運動である「21世紀における国民健康づくり運動」（健康日本21）においても歯科保健の「8020運動」がとりあげられ、2010年までの目標値が掲げられている。これらの目標値達成のための具体的方策として、フッ化物の利用が欠かせないことから、EBM（Evidence Based Medicine）の手法に基づいたフッ化物利用について、広く周知することは喫緊の課題となっている。

このような現状に照らし、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図ることは、「8020」の達成の可能性を飛躍的に高め、国民の口腔保健の向上に大きく寄与できると考えられ、上記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、最新の研究成果を盛り込んだ

フッ化物洗口について、その具体的な方法を指針の形として定め、歯科臨床や公衆衛生、地域における歯科保健医療関係者に広く周知することとした。

## 2. 対象者

フッ化物洗口法は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。

また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

### 1) 対象年齢

4歳から成人、老人まで広く適用される。特に、4歳（幼稚園児）から開始し、14歳（中学生）まで継続することが望ましい。その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である。

## 2) う蝕の発生リスクの高い児（者）への対応

修復処置した歯のう蝕再発防止や歯列矯正装置装着児の口腔衛生管理など、う蝕の発生リスクの高まった人への利用も効果的である。

## 3. フッ化物洗口の実施方法

フッ化物洗口法は、自らでケアするという点では自己応用法（セルフ・ケア）であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率（Cost-Benefit Ratio）等、優れた公衆衛生的特性を示している。特に、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合は、公衆衛生特性の高い方法である。なお、集団応用の利点として、保健活動支援プログラムの一環として行うことで長期実施が確保される。

### 1) 器材の準備、洗口剤の調製

施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない。

家庭において実施する場合は、かかりつけ歯科医の指導・処方を受けた後、薬局にて洗口剤の交付を受け、用法・用量に従い洗口を行う。

### 2) 洗口練習

フッ化物洗口法の実施に際しては、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出せさせることが可能になってから開始する。

### 3) 洗口の手順

洗口を実施する場合は、施設職員等の監督の下で行い、5～10ml の洗口液で約 30 秒間洗口（ブクブクうがい）する。洗口中は、座って下を向いた姿勢で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。吐き出した洗口液は、そのまま排水口に流してよい。

### 4) 洗口後の注意

洗口後 30 分間は、うがいや飲食物をとらないようにする。また、集団応用では、調整した洗口液（ポリタンクや分注ポンプ）の残りは、実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では、一人あたり約 1 か月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

## 4. 関連事項

### 1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ

フッ化物洗口法と他の局所応用法を組み合わせる実施しても、フッ化物の過剰摂取になることはない。すなわちフッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤及びフッ化物歯面塗布を併用しても、特に問題はない。

### 2) 薬剤管理上の注意

集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理する。

### 3) インフォームド・コンセント

フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。

### 4) フッ化物洗口の安全性

#### (1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でもただちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

##### 1：急性中毒

通常の方法であれば、急性中毒の心配はない。

##### 2：慢性中毒

過量摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに発現する。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても、永久歯の歯冠部は、ほぼできあがっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現しない。骨のフッ素症は、8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では発現することはない

#### (2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障害をもっている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはない。

腎疾患の人にも、う蝕予防として奨められる方法である。また、アレルギーの原因となることもない。骨折、ガン、神経系および遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加（Fluoridation）地域のデータを基にした疫学調査等によって否定されている。

### 5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

フッ化物応用に関する、より詳細な情報については、厚生労働科学研究「フッ化物応用に関する総合的研究」班が作成した「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照されたい。



学校における歯と口の健康づくり推進計画

北九州市教育委員会学校支援部学校保健課  
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号  
TEL:093-582-2381 FAX:093-581-5920